

■ミャンマー法整備支援プロジェクト第12回本邦研修を実施しました

平成30年3月5日（月）から同月23日（金）までの間、東京において、ミャンマー法整備支援プロジェクト第12回本邦研修を実施しました。

ミャンマーでは、近年の急速な経済発展や科学技術の進展から、刑事・民事を問わず、裁判において、DNA型鑑定結果等の科学的証拠やスマートフォン上のデジタルデータ等の新しいタイプの証拠が用いられる機会が確実に増加することが予想されています。

我が国によるミャンマー法整備支援プロジェクトでは、連邦最高裁判所や連邦法務長官府を相手方機関として、同国内における司法手続の迅速・適正化支援、人材育成支援を行っているところ、近年、同国では、科学的証拠、デジタルフォレンジック、サイバー犯罪等に関する知識のニーズが高まっています。

そこで、今回は、「新しいタイプの証拠」を研修テーマとして、日本における科学捜査、サイバー犯罪対策、デジタルフォレンジック技術等の現状や、これらの証拠の訴訟法上の取扱いに関する知見を提供するため、ミャンマーから来日した裁判官、検察官、連邦議会の国会議員、警察官等合計16名を研修員として実施しました。



【JICA及び法務総合研究所職員と研修員が赤れんが棟をバックに記念撮影】

2週間の研修では、国際協力部教官による刑事訴訟法の講義に引き続き、警察庁、警視庁、最高検察庁、東京地方検察庁などによる講義や施設見学のほか、刑事弁護人の視点による科学的証拠の取扱い、サイバー犯罪条約、デジタル映像の原本性保証技術など、関係者・関係各機関のご協力の下、日本の新しいタイプの証拠に関連して様々な講義や見学を実施することができました。



【デジタルフォレンジック技術の実演を研修員が熱心に見つめる様子】



【デジタル映像の原本性保証技術に関する伊豆哲也博士（富士通研究所）の講義風景】



【趙誠峰弁護士（早稲田リーガルcommons法律事務所）による講義風景】



【衆議院法制局での意見交換会の様子】

研修員は、寒暖差の激しい3月の日本の気候にとまどいながらも、連日熱心に講義を受け、今後のミャンマーにおける科学的証拠やデジタルデータ証拠の法律上の取扱いや注意点について白熱した議論を繰り広げ、最終日には、研修員から、日本の知見や経験をミャンマーの今後の司法制度の運用に是非とも活かしたいという感想が多数述べられました。